

海老名市教育委員会

(平成25年 5月 定例会議事日程)

日時 平成25年 5月24日(金)

午後 2時00分

場所 海老名市役所401会議室

- 日程第 1 報告第 4号 海老名市立図書館条例の一部改正に関する「意見の申し出」について
- 日程第 2 報告第 5号 海老名市青少年相談センター運営協議会委員の委嘱について
- 日程第 3 報告第 6号 海老名市奨学生選考委員会委員の委嘱について
- 日程第 4 議案第 16号 海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について（継続審議）
- 日程第 5 議案第 18号 平成25年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について
- 日程第 6 議案第 19号 （仮称）海老名市教育支援センターの設置について

報告第4号

海老名市立図書館条例の一部改正に関する「意見の申し出」
について

海老名市立図書館条例（昭和59年条例第30号）の一部を改正する条例について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し、別紙のとおり意見を申し出たので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年5月24日提出

海老名市教育委員会
教育長 瀬戸清規

報告理由

海老名市立図書館条例の一部改正について、教育長が代理して、意見を申し出たため

条例の一部改正に関する意見の申し出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたが、急施を要したので、教育長が臨時に代理して意見を申し出たため、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第2項の規定により報告をする。

1 意見を求められた条例

海老名市立図書館条例の一部改正

2 改正理由

図書館の管理について、指定管理者制度を導入するため、条例の改正をするものである。

3 海老名市長への申し出文書

別紙のとおり

4 海老名市長からの文書

別紙（写）のとおり

5 教育長が臨時代理をした理由

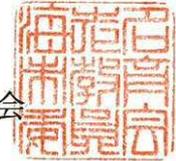
文書法制課より、教育委員会からの意見の申し出を受けてから、条例の制定等の起案をするため、議会日程から逆算すると5月16日までに回答願いたいとの依頼があった。

議会の議決を経るべき案についての意見の申出に関することは、教育委員会が決定する事項の一つだが、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により教育長が臨時に代理して決定し、執行した。

海教総収 第66号
平成25年5月16日

海老名市長 内野 優 殿

海老名市教育委員会



条例の一部改正に関し意見を求めることについて

このことについて、下記の条例を一部改正することに異論はありません。

記

1 海老名市立図書館条例

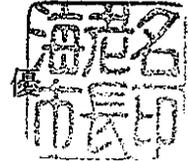
事務担当：教育総務課庶務係
植木(内線 658)



平成25年5月15日

海老名市教育委員会 殿

海老名市長 内野



条例の一部改正に関し意見を求めることについて

このことについて、海老名市立図書館条例の一部を改正するため、平成25年第2回海老名市議会定例会に別紙のとおり上程したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴教育委員会の意見を求める。

議案第 号

海老名市立図書館条例の一部改正について

海老名市立図書館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成25年5月30日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

図書館の管理について、指定管理者制度を導入するため

海老名市立図書館条例の一部を改正する条例

海老名市立図書館条例（昭和59年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第3条を第20条とし、第2条の次に次の17条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条 図書館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（管理業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行う。

- (1) 図書館の運営に関する業務
- (2) 図書館の維持管理に関する業務
- (3) その他教育委員会が定める業務

（公募及び申請）

第5条 教育委員会は、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募する。ただし、図書館の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものと認められる合理的な理由があるときは、公募によらないで選定することができる。

2 指定管理者の指定を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 図書館の事業計画書
- (2) 経営の状況等申請者の概要を説明する書類
- (3) その他教育委員会規則で定める書類

3 教育委員会は、申請者がいないときは、再度公募することができる。

（選定の方法及び基準）

第6条 教育委員会は、申請者のうち次に掲げる選定基準を満たす者の中から、図書

館の管理を行わせるに最も適当と認める申請者を指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定する。

- (1) 事業計画書が、図書館の効用を最大限に発揮し、管理に係る経費の縮減を図る内容であること。
- (2) 申請者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (3) その他教育委員会が別に定める基準

2 議会の議員、市長、副市長並びに法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員又は委員は、主として図書館の管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人になることができない。

3 教育委員会は、候補者がいないときは、再度公募することができる。

（選定の結果の通知）

第7条 教育委員会は、前条第1項の規定により候補者を選定したときは、速やかに選定結果を申請者に通知しなければならない。

（再度の選定）

第8条 教育委員会は、前条に規定する通知を行った後、候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、再び、他の団体を候補者として選定することができる。

- (1) 候補者の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能になったとき。
- (2) 新たに判明した事実により、図書館の管理を行うことが不相当と認められたとき。

（議会の議決）

第9条 候補者は、議会の議決を経た後に教育委員会から指定管理者の指定を受けなければならない。

（指定管理者の指定の公告）

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を行ったとき。
- (2) 指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(協定の締結)

第11条 市長と指定管理者は、図書館の管理に関して必要な事項については、協定書を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第12条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に教育委員会に事業報告書を提出しなければならない。

2 事業報告書は、次に掲げる事項を記載したものとする。

- (1) 当該年度の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 当該年度の管理経費の収支状況
- (3) その他図書館の管理の実態を把握するために必要なものとして教育委員会規則で定める事項

3 指定管理者は、年度途中において、第14条第1項の規定により指定を取り消されたときは、取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日までの事業報告書を教育委員会に提出しなければならない。

(管理業務等の報告の聴取等)

第13条 教育委員会は、図書館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し管理業務及びそれに係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第14条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 前条に規定する指示に従わないとき。
- (2) 図書館の管理を継続することが適当でない認められるとき。

2 前項の規定による指定の取消し又は停止の命令により、指定管理者に損害が生じても、教育委員会はその賠償の責を負わない。

(入館の制限)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 図書館及びその附帯設備（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者
- (3) その他図書館の管理上支障があると認められる者

(原状回復の義務)

第16条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、指定を取り消されたとき、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第17条 指定管理者又は利用者が、施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額又は免除できる。

(秘密保持義務)

第18条 指定管理者及び管理業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報を収集し、保管し、又は利用するに当たっては、海老名市個人情報保護条例（平成17年条例第13号）の主旨を十分尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び従事者は、図書館の管理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても同様とする。

(教育委員会による運営管理)

第19条 第4条及び第15条の規定は、指定管理者に代わって教育委員会が図書館の運営管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの

条文中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第5条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定に関して必要な行為は、この条例の施行の日前においても、第5条から第9条までの規定の例により行うことができる。

海老名市立図書館条例新旧対照表

新 (改正案)	旧 (現行)																								
<p>(設置)</p> <p>第1条 図書館法 (昭和25年法律第118号) 第10条の規定により、本市に図書館を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="399 1164 670 2105"> <thead> <tr> <th>名</th> <th>称</th> <th>位</th> <th>置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海老名市立中央図書館</td> <td></td> <td></td> <td>海老名市上郷474番地の4</td> </tr> <tr> <td>海老名市立有馬図書館</td> <td></td> <td></td> <td>海老名市門沢橋一丁目20番41号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 図書館の管理は、地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定する指定管理者 (以下「指定管理者」という。) に行わせるものとする。 (管理業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務 (以下「管理業務」という。) を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 図書館の運営に関する業務 (2) 図書館の維持管理に関する業務 (3) その他教育委員会が定める業務 <p>(公募及び申請)</p> <p>第5条 教育委員会は、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募する。ただし、<u>図書館の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができると認められる合理的な理由があるときは、公募によらないで選定することができる。</u></p> <p>2 指定管理者の指定を受けようとする団体の代表者 (以下「申請者」という。) は、<u>教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 図書館の事業計画書 (2) 経営の状況等申請者の概要を説明する書類 (3) その他教育委員会規則で定める書類 	名	称	位	置	海老名市立中央図書館			海老名市上郷474番地の4	海老名市立有馬図書館			海老名市門沢橋一丁目20番41号	<p>(設置)</p> <p>第1条 図書館法 (昭和25年法律第118号。以下「法」という。) 第10条の規定により、本市に図書館を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="399 112 670 1030"> <thead> <tr> <th>名</th> <th>称</th> <th>位</th> <th>置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海老名市立中央図書館</td> <td></td> <td></td> <td>海老名市上郷474番地の4</td> </tr> <tr> <td>海老名市立有馬図書館</td> <td></td> <td></td> <td>海老名市門沢橋一丁目20番41号</td> </tr> </tbody> </table>	名	称	位	置	海老名市立中央図書館			海老名市上郷474番地の4	海老名市立有馬図書館			海老名市門沢橋一丁目20番41号
名	称	位	置																						
海老名市立中央図書館			海老名市上郷474番地の4																						
海老名市立有馬図書館			海老名市門沢橋一丁目20番41号																						
名	称	位	置																						
海老名市立中央図書館			海老名市上郷474番地の4																						
海老名市立有馬図書館			海老名市門沢橋一丁目20番41号																						

3 教育委員会は、申請者がいないときは、再度公募することができる。

(選定の方法及び基準)

第6条 教育委員会は、申請者のうち次に掲げる選定基準を満たす者の中から、図書館の管理を行わせるに最も適当と認める申請者を指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定する。

(1) 事業計画書が、図書館の効用を最大限に発揮し、管理に係る経費の縮減を図る内容であること。

(2) 申請者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(3) その他教育委員会が別に定める基準

2 議会の議員、市長、副市長並びに法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員又は委員は、主として図書館の管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人になることができない。

3 教育委員会は、候補者がいないときは、再度公募することができる。

(選定の結果の通知)

第7条 教育委員会は、前条第1項の規定により候補者を選定したときは、速やかに選定結果を申請者に通知しなければならない。

(再度の選定)

第8条 教育委員会は、前条に規定する通知を行った後、候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、再び、他の団体を候補者として選定することができる。

(1) 候補者の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能になったとき。

(2) 新たに判明した事実により、図書館の管理を行うことが不適当と認められたとき。

(議会の議決)

第9条 候補者は、議会の議決を経た後に教育委員会から指定管理者の指定を受けなければならない。

(指定管理者の指定の公告)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を行ったとき。

(2) 指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(協定の締結)

第11条 市長と指定管理者は、図書館の管理に関して必要な事項については、協定書を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第12条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に教育委員会に事業報告書を提出しなければならない。

2 事業報告書は、次に掲げる事項を記載したものとす。

- (1) 当該年度の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 当該年度の管理経費の収支状況
- (3) その他図書館の管理の実態を把握するために必要なものとして教育委員会規則で定める事項

3 指定管理者は、年度途中において、第14条第1項の規定により指定を取り消されたときは、取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日までの事業報告書を教育委員会に提出しなければならない。

(管理業務等の報告の聴取等)

第13条 教育委員会は、図書館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し管理業務及びそれに係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第14条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 前条に規定する指示に従わないとき。
 - (2) 図書館の管理を継続することが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の規定による指定の取消し又は停止の命令により、指定管理者に損害が生じても、教育委員会はその賠償の責を負わない。

(入館の制限)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 図書館及びその附帯設備（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失すおそれがあると認められる者
- (3) その他図書館の管理上支障があると認められる者

(原状回復の義務)

第16条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、指定を取り消されたとき、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならぬ。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第17条 指定管理者又は利用者が、施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額又は免除できる。

(秘密保持義務)

第18条 指定管理者及び管理業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報収集し、保管し、又は利用するに当たっては、海老名市個人情報保護条例（平成17年条例第13号）の主旨を十分尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び従事者は、図書館の管理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても同様とする。

(教育委員会による運営管理)

第19条 第4条及び第15条の規定は、指定管理者に代わって教育委員会が図書館の運営管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、同条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(準備行為)

2 第5条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定に関して必要な行為は、この条例の施行の日前においても、第5条から第9条までの規定の例により行うことができる。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

報告第5号

海老名市青少年相談センター運営協議会委員の委嘱について

海老名市青少年相談センター運営協議会委員の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年5月24日提出

海老名市教育委員会
教育長 瀬戸清規

報告理由

任期満了に伴い、新たに委嘱したため

海老名市青少年相談センター運営協議会委員名簿

委嘱期間 平成25年4月1日～平成27年3月31日まで

No.	氏名	所属	備考
1	いとう ひろし 伊藤 寛		
2	いとう ゆみ 伊東 由美		
3	さとう しゅういち 佐藤 修一		
4	えんどう じゅんじ 遠藤 純二		
5	かもしだ まもる 鴨志田 衛		
6	かとう あきひさ 加藤 彰久		
7	きむら たけし 木村 武司		
8	やまの うえ ひろみ 山野上 浩己		
9	おおたに えみこ 大谷 笑子		
10	なかえ よういちろう 中江 陽一郎		
11	たかぎ えつこ 高木 悦子		
12	よしかわ れいこ 芳川 玲子		

報告第6号

海老名市奨学生選考委員会委員の委嘱について

海老名市奨学生選考委員会委員の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年5月24日提出

海老名市教育委員会
教育長 瀬戸清規

報告理由

任期満了に伴い、新たに委嘱したため

海老名市奨学生選考委員会委員名簿

委嘱期間 : 平成25年 4月 1日～平成27年 3月 31日

No.	氏 名	所 属	備 考
1	まえだ ようこ 前田 洋子	民生委員児童委員	再任
2	きどころ ひさよし 城所 久芳	有馬小学校長	
3	たにかわ おさむ 谷川 治	海老名中学校長	再任
4	いとう ふみやす 伊藤 文康	有馬中学校長	再任
5	はしもと まさお 橋本 正夫	海西中学校長	再任
6	さとう しゅういち 佐藤 修一	柏ヶ谷中学校長	再任
7	かたやま まきこ 片山 牧子	大谷中学校長	
8	うるしはら はじめ 漆原 肇	今泉中学校長	再任
9	えはら よういち 江原 洋一	県立中央農業高等学校長	

議案第16号

海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について
(継続審議)

海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について、議決を求め
る。

平成25年5月24日提出

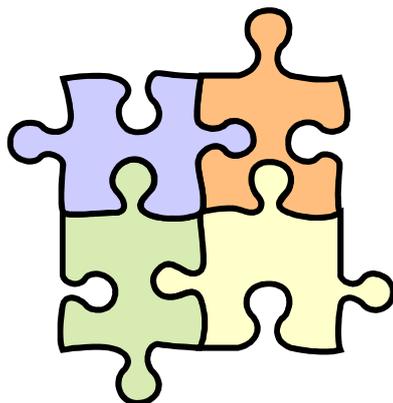
海老名市教育委員会
教育長 瀬戸清規

提案理由

海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について、今後の
方向性等を決定したいため

野外教育施設「富士ふれあいの森」の方向性について

～ 協議資料 ～



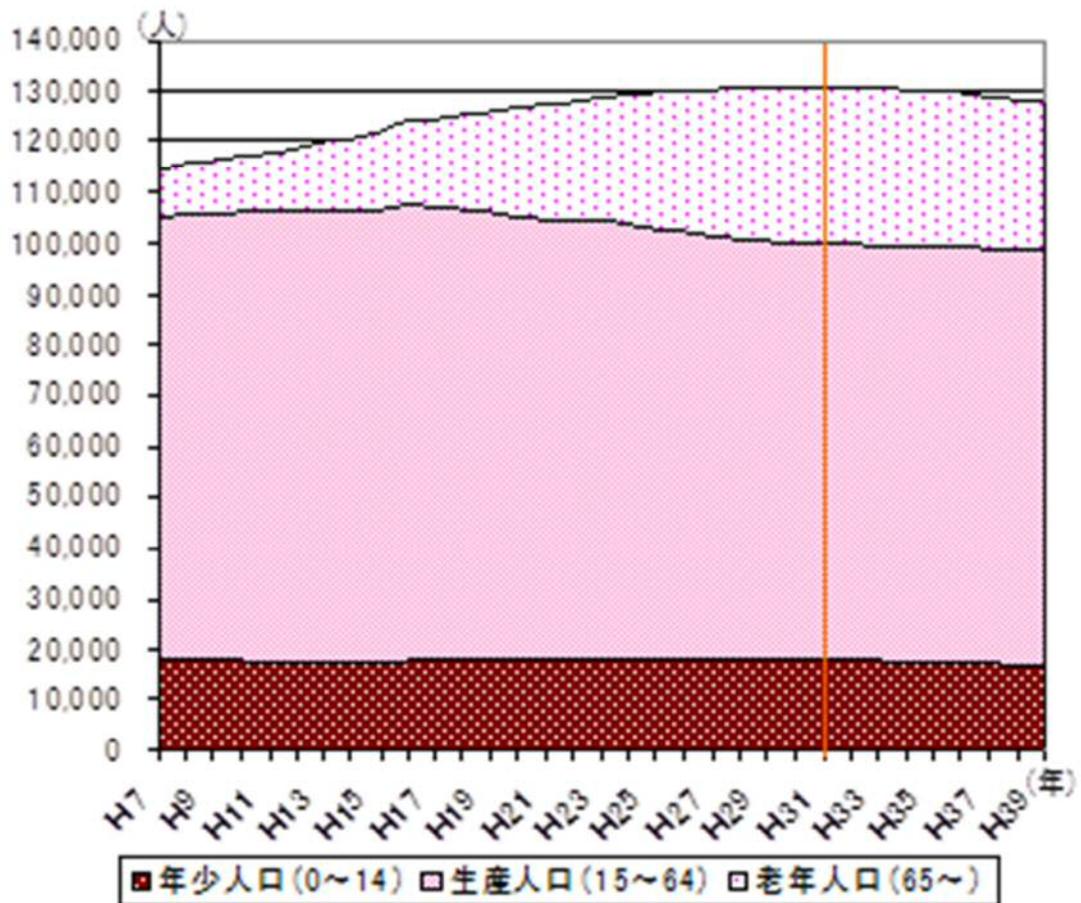
平成25年5月

海老名市教育委員会

I. 教育行政を取り巻く環境

1. 少子高齢化

【「第四次総合計画 3 将来の人口」抜粋】

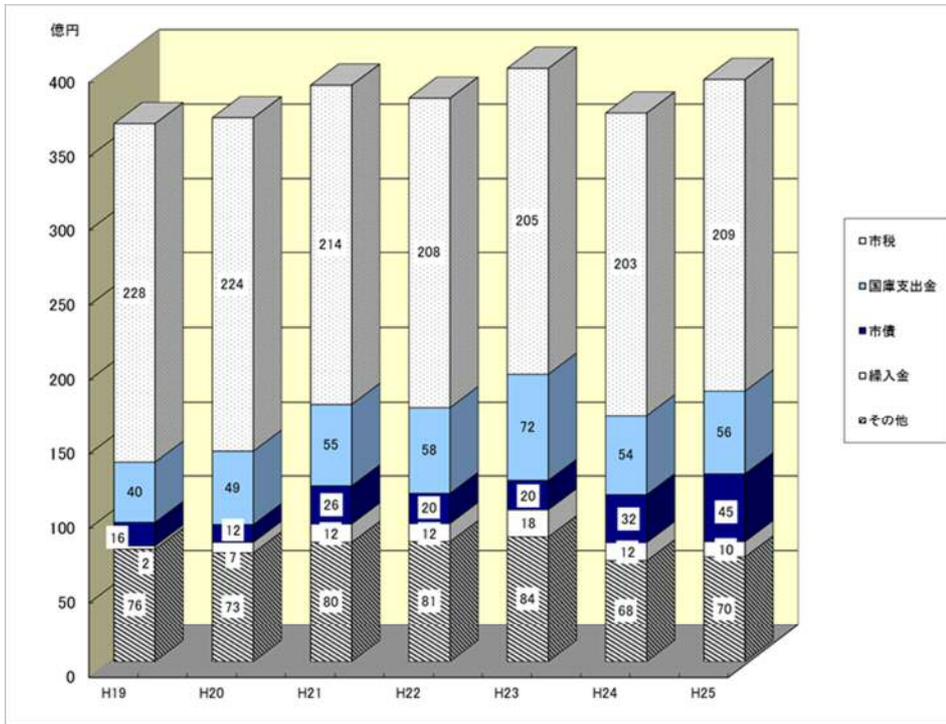


2. 義務教育施設の現状と課題

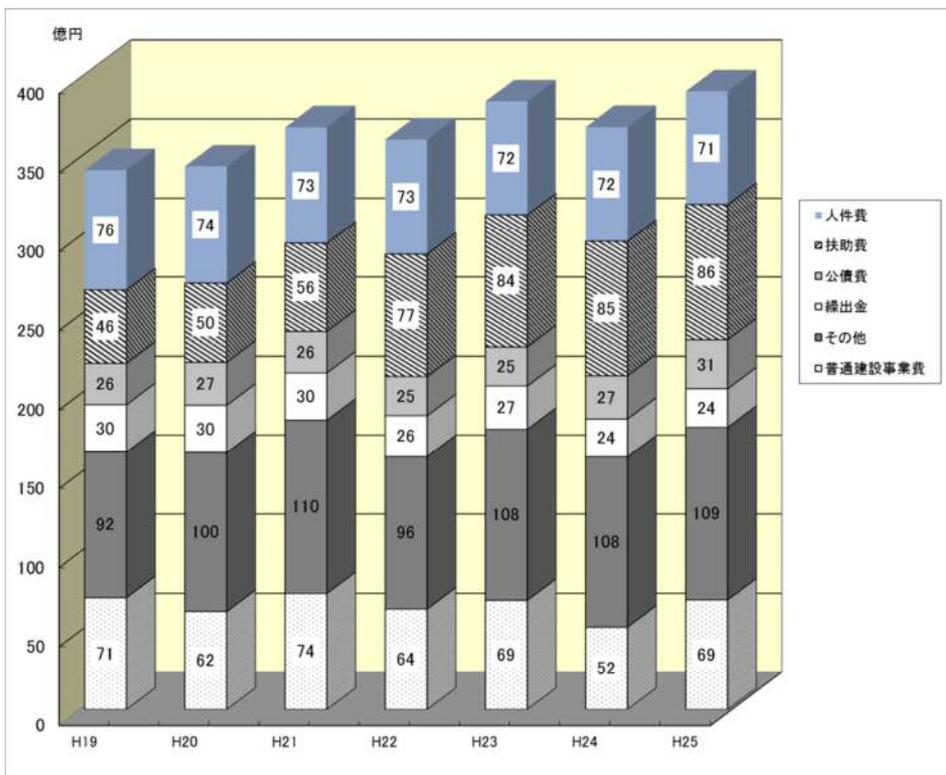
実施年度別事業計画(案)								
							平成25年3月13日現在	
年度	工事内容	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	その後の計画見込	
体育館空調 設備設置工事			大谷小学校	柏ヶ谷小学校	海老名小学校	杉久保小学校	有馬小学校	杉本小学校
			東柏ヶ谷小学校	有鹿小学校	中新田小学校	海老名中学校	門沢橋小学校	大谷中学校
				海西中学校		上星小学校	社家小学校	有馬中学校
						柏ヶ谷中学校	今泉小学校	今泉中学校
体育館外部改修工事			海老名中学校	柏ヶ谷小学校	海老名小学校			
				有馬小学校				
				有馬中学校				
				海西中学校				
体育館内部改修工事				柏ヶ谷小学校	海老名小学校	杉久保小学校	有馬小学校	有馬中学校
				中新田小学校	柏ヶ谷中学校	大谷中学校	上星小学校	
				海西中学校			門沢橋小学校	
							東柏ヶ谷小学校	
校舎外装改修工事	門沢橋小学校	大谷小学校	海老名小学校	有馬小学校				
	大谷中学校	海西中学校	柏ヶ谷小学校	中新田小学校				
			柏ヶ谷中学校	有馬中学校				
校舎内装改修工事		大谷小学校	柏ヶ谷小学校	有馬小学校	海老名小学校	東柏ヶ谷小学校(北棟)	今泉中学校	
		有鹿小学校	社家小学校	中新田小学校	今泉小学校	大谷中学校		
		上星小学校	杉久保小学校	門沢橋小学校	杉本小学校			
		海西中学校	柏ヶ谷中学校	有馬中学校	海老名中学校			
屋内消火栓設備改修工事	杉久保小学校	海老名小学校						
	杉本小学校	柏ヶ谷小学校						
	大谷中学校	有鹿小学校						
		大谷小学校						
エアコン改修工事	柏ヶ谷中学校	有馬小学校					★H25実施校 柏ヶ谷中学校 有馬中学校	
	有馬中学校							
放送設備改修工事		柏ヶ谷小学校	有馬小学校	門沢橋小学校	今泉中学校			
		上星小学校	中新田小学校	社家小学校	杉久保小学校			
		柏ヶ谷中学校	大谷中学校	有馬中学校	杉本小学校			
		今泉小学校			海西中学校			
防犯カメラ設置工事		柏ヶ谷小学校	海老名小学校					
		杉久保小学校	大谷小学校					
		有鹿小学校	上星小学校					
受水槽改修工事	海老名中学校							
スプリンクラー設置工事		海老名小学校	有馬小学校	社家小学校				
		上星小学校	今泉小学校	杉久保小学校				
				杉本小学校				
校庭芝生化工事		海老名小学校	有馬小学校	社家小学校				
		上星小学校	今泉小学校	杉久保小学校				
				杉本小学校				
プール解体工事		杉久保小学校						
校舎増築工事		今泉小学校						
		今泉中学校						

3. 海老名市の財政状況

【歳入の推移／一般会計】



【歳出の推移／一般会計】



(出典：平成25年度当初予算参考資料)

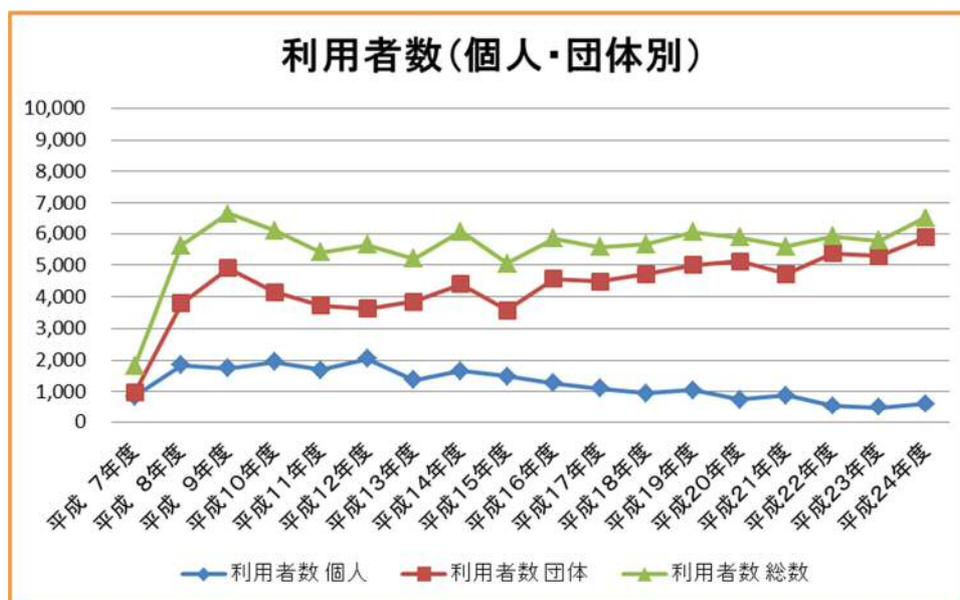
Ⅱ. 野外教育施設「富士ふれあいの森」の現状と課題

1. 現状と課題

(1) 利用者数

①現状（利用者数）

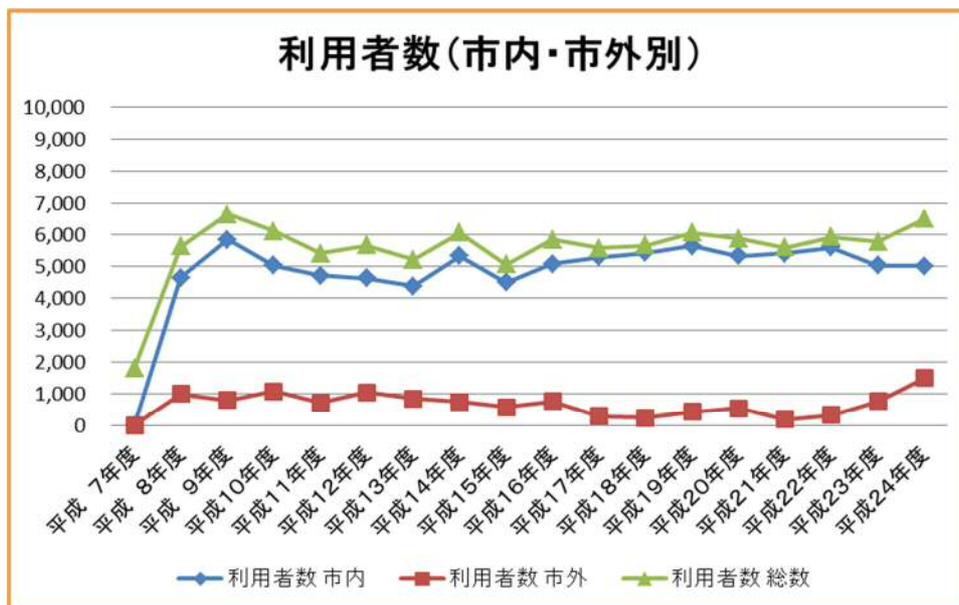
【利用者数（個人・団体）】



	利用者数		
	個人	団体	総数
平成 7年度	841	972	1,813
平成 8年度	1,834	3,795	5,629
平成 9年度	1,732	4,904	6,636
平成10年度	1,948	4,156	6,104
平成11年度	1,681	3,733	5,414
平成12年度	2,035	3,620	5,655
平成13年度	1,361	3,850	5,211
平成14年度	1,654	4,409	6,063
平成15年度	1,484	3,581	5,065
平成16年度	1,275	4,569	5,844
平成17年度	1,104	4,478	5,582
平成18年度	952	4,714	5,666
平成19年度	1,049	5,012	6,061
平成20年度	751	5,130	5,881
平成21年度	877	4,725	5,602
平成22年度	550	5,374	5,924
平成23年度	488	5,295	5,783
平成24年度	617	5,884	6,501

②現状（利用者数【市内・市外別】）

【利用者数（市内・市外別）】



	利用者数		
	市内	市外	総数
平成 7年度			1,813
平成 8年度	4,644	985	5,629
平成 9年度	5,837	799	6,636
平成10年度	5,035	1,069	6,104
平成11年度	4,711	703	5,414
平成12年度	4,619	1,036	5,655
平成13年度	4,374	837	5,211
平成14年度	5,324	739	6,063
平成15年度	4,485	580	5,065
平成16年度	5,079	765	5,844
平成17年度	5,288	294	5,582
平成18年度	5,420	246	5,666
平成19年度	5,639	422	6,061
平成20年度	5,333	548	5,881
平成21年度	5,412	190	5,602
平成22年度	5,598	326	5,924
平成23年度	5,029	754	5,783
平成24年度	5,010	1,491	6,501

③課題（利用者数）

【バンガロー稼働率】



【課題 1】

施設利用者数・バンガロー稼働率が低い。

(2) 経費 (コスト)

①現状 (コスト)

イニシャルコスト

合計 350,000,000 円

年 度	工 事 内 容	金 額
平成 7 年完成	敷地造成、バンガロー、団体本部棟、炊事棟、トイレ棟、倉庫の設置費用	140,000,000 円
平成 8 年完成	集合棟建設費用	180,000,000 円
平成 1 3 年完成	トイレ・シャワー棟、炊事棟増設費用	30,000,000 円
合 計		350,000,000 円

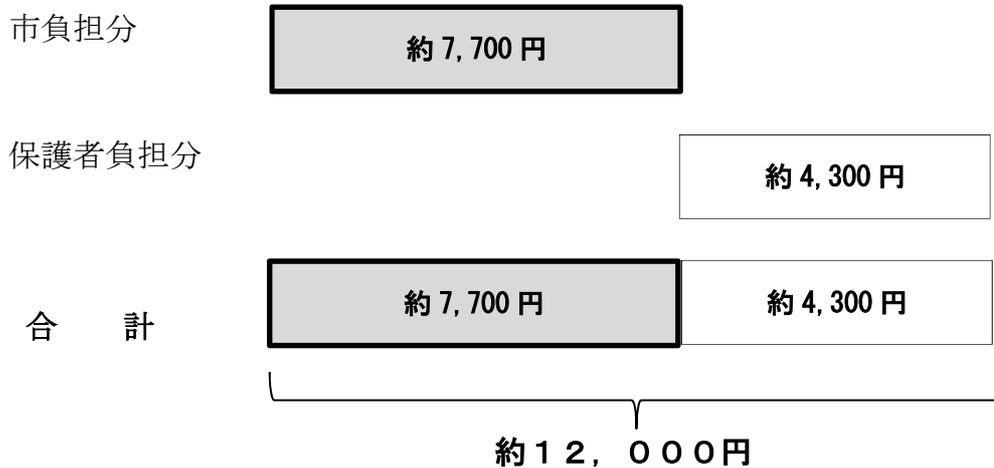
ランニングコスト

平成 2 3 年度決算額 合計 44,871,475 円

項 目	内 訳	金 額
維持管理費		41,510,311 円
	指定管理料	27,577,200 円
	土地賃料	9,859,411 円
	水道料	2,872,800 円
	火災保険料	43,900 円
	水出・水抜き手数料	346,500 円
	富士河口湖交付金	810,500 円
	突発修理費	0 円
	道路通行料	0 円
施設充実費		3,361,164 円
	健康管理員派遣	1,441,964 円
	利用促進補助金	1,919,200 円
合 計		44,871,475 円

②課題（コスト）

【利用者（児童）一人で一泊当たりのコスト】



【課題 2】

コストが高く、費用対効果が低い。

（3）施設利用期間

①現状と②課題（土地の賃貸借）

【課題 3】

土地の賃貸借契約期間満了が迫っている。

3. 他市の状況

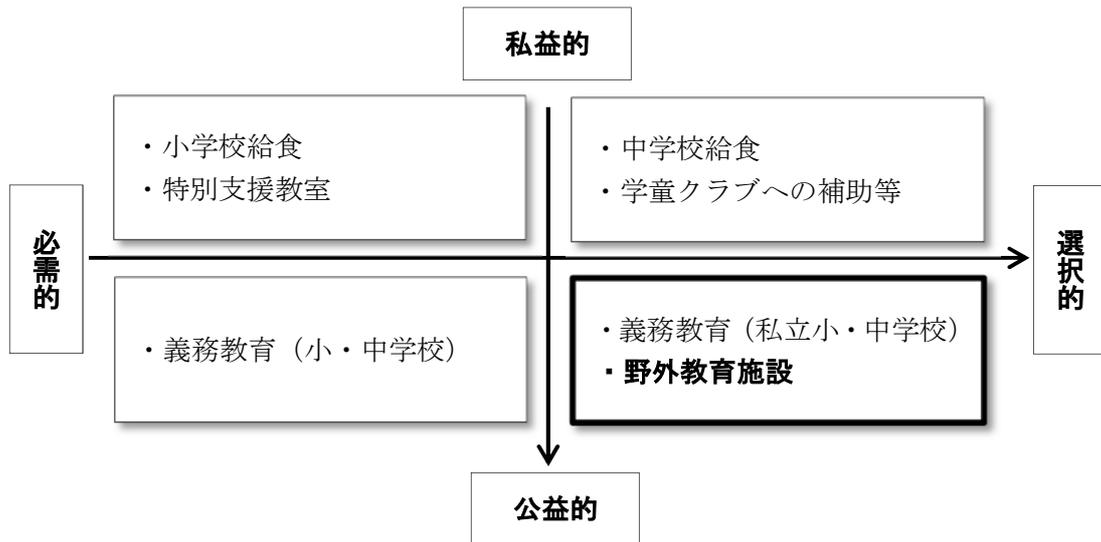
【近隣自治体の野外教育施設利用状況②】

市町村名	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	鎌倉市
所管課	指導課	教・企画	教育指導課	教育指導課
施設所有の有無	有	有	有	×
使用施設 (借用施設)	足柄ふれあいの村 愛川ふれあいの村 ○びわ青少年の家(市内)	○八ヶ岳にキャンプ施設	愛川ふれあいの村 足柄ふれあいの村 箱根キャンプ場 ○柳島キャンプ場(市内)	小:三浦ふれあいの村 1校 小:足柄ふれあいの村15校 中:愛川ふれあいの村 1校 山梨西湖(民間) 8校 足柄棚沢(民間) 1校
その他特記事項	自前施設(びわ青少年の家)は、ほとんど利用していない。市外の利用はできない。小学校は宿泊 中学校は宿泊しない(デイキャンプ)	市外の利用はできない。市内一般利用まで可。	愛川ふれあいの村絶賛。自前施設(柳島キャンプ場)は利用していない。	
市町村名	大和市	綾瀬市	座間市	厚木市
所管課	指導室	教育指導課	教育指導課	学校教育課
施設所有の有無	×	×	×	有
使用施設 (借用施設)	愛川ふれあいの村 17校 足柄ふれあいの村 2校	愛川ふれあいの村	富士ふれあいの森 8校 相模原ヤマセミキャンプ場 3校	○七沢自然ふれあいセンター(市内)
その他特記事項			平成24年3月に自前施設(清川自然の村)を廃止	
市町村名	小田原市	秦野市	伊勢原市	南足柄市
所管課	教育指導課	教育指導課	指導室	指導課
施設所有の有無	有	有	有	有
使用施設 (借用施設)	足柄ふれあいの村 ○いこいの森キャンプ場(市内)	足柄ふれあいの村 愛川ふれあいの村 ○表丹沢キャンプ場(市内)	足柄ふれあいの村 愛川ふれあいの村 ○日向キャンプ場(市内)	足柄ふれあいの村 ○丸太の森(市内)
その他特記事項	自前施設の使用なし。	自前の表丹沢キャンプ場は、収容120名のため大半の学校は県立施設を使用している。表丹沢の使用は、他市でも利用可。	自前の日向キャンプ場は、収容100名のため一部の学校のみ使用。大半は県立施設を使用している。日向の使用は、他市でも利用可。	自前の丸太の森キャンプ場は、老朽化していることから使用していない。(S40建)
市町村名	相模原市			
所管課	相模川ビレッジ若あゆ			
施設所有の有無	有			
使用施設 (借用施設)	○相模川ビレッジ若あゆ(市内) ○ふじの体験の森やませみ(市内)			
その他特記事項	市外の利用については厳しい状況だが要相談。(ふじの体験の森やませみ(市所有施設)を座間市が利用している)			

Ⅲ. 野外教育施設「富士ふれあいの森」の方向性の考察

1. 行政サービスの位置づけ

【教育行政サービススクリーン】



【まとめ】

野外教育施設のサービス供給主体は、「代替え可能」である。

2. 「富士ふれあいの森」利用と「他施設」利用のメリット・デメリット比較

(1) 「富士ふれあいの森」利用のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<p>①富士山の麓という自然環境に恵まれた施設である。</p> <p>②市内の学校が優先的に利用可能である。</p> <p>③スタッフが常駐していることから、プログラムの計画段階から打合せが可能なことで、内容の充実を図ることができる。</p> <p>④他の利用者を気にすることなく利用可能</p>	<p>①常駐スタッフがいることから、野外教育プログラムに係るノウハウが十分に蓄積されない。</p> <p>②施設が固定されることで、各学校の「ねらい」や「活動内容」の選択肢が狭まってしまう。</p> <p>③アクセスは、あまり良くない。</p>

(2) 「他施設」利用メリット・デメリット

メリット	デメリット
<p>①プログラムが豊富(富士ふれあいの森に無いプログラムも実施可能)</p> <p>②各学校に野外教育プログラムのノウハウが蓄積できる。</p> <p>③選択肢が広がることから、各学校の「ねらい」や「活動内容」をもとに施設選択可能である。</p> <p>④県内施設利用の場合、アクセス性が高い。</p>	<p>①事前予約の際に他の利用者との競合がある。</p> <p>②スタッフ数が不足する可能性がある。</p>

【まとめ】

施設利用予約の面では、「富士ふれあいの森」利用の方がメリットが大きいが、ノウハウの蓄積や学校の選択肢の面では、「他施設」利用の方がメリットが大きい。

3. 「富士ふれあいの森」利用と「他施設」利用コスト比較

【前提】

- (1) 宿泊日数：一泊二日
- (2) 利用者一人あたりのコストを計算する。
- (3) 「他施設」利用は、県営施設を利用（利用料が無料）
- (4) 「富士ふれあいの森」利用の利用経費は実績の平均値とする。

項目	「富士ふれあいの森」利用	「他施設」利用 ※愛川ふれあいの村
利用経費 (内訳)	4, 3 1 7 円 ・食費 ・バス代 ・リネン代 ・雑費（薪・ガス代） ・保険代 ※補助分△800円済み	4, 3 7 2 円 ・食費 ・バス代 ・リネン代 ・寝具リース代 ・雑費 ・保険代 ※補助分△800円済み
市負担金 (内訳)	7, 7 5 9 円 ・維持管理費 指定管理料 土地借料 水道料など ・施設充実費 健康管理員派遣 利用促進補助金	0 円
合 計	1 2, 0 7 6 円	4, 3 7 2 円

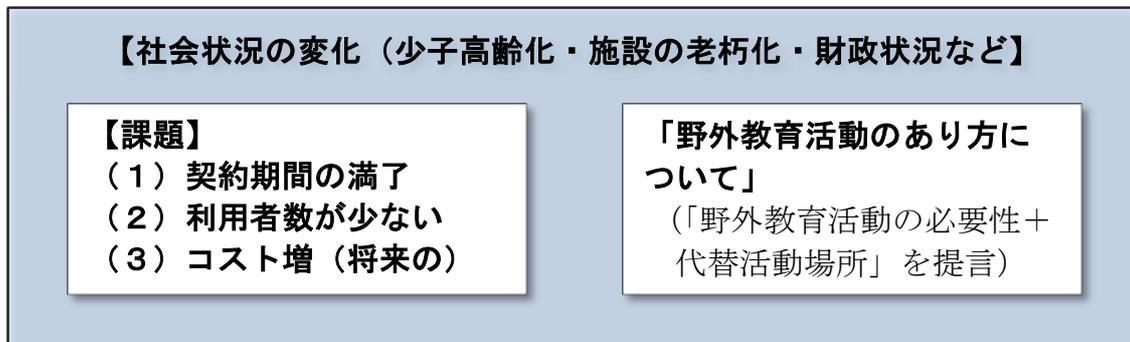
平成24年度 富士ふれあいの森保護者負担一覧

								(単位:円)	
学校名	参加者数	児童負担金	市補助	一人あたり負担額	一人あたり計	その他	宿泊別平均負担額		
1 海老名小学校	132	642,840	105,600	保護者負担4,870円、バス代800円	5,670	一泊二日			
2 有鹿小学校	94	496,132	75,200	保護者負担5,278円、バス代800円	6,078	一泊二日			
3 門沢橋小学校	91	367,731	72,800	保護者負担4,041円、バス代800円	4,841	一泊二日			
4 上星小学校	103	321,669	82,400	保護者負担3,123円、バス代800円	3,923	一泊二日			
5 有馬小学校	66	291,786	4,421	保護者負担4,421円、バス代800円	5,221	一泊二日	平均額	5,117	
6 中新田小学校	96	356,160	76,800	保護者負担3,710円、バス代800円	4,510	一泊二日			
7 柏ヶ谷小学校	82	319,964	65,600	保護者負担3,902円、バス代800円	4,702	一泊二日			
8 社家小学校	55	284,625	44,000	保護者負担5,175円、バス代800円	5,975	一泊二日			
9 杉久保小学校	95	467,400	76,000	保護者負担4,920円、バス代800円	5,720	一泊二日			
10 大谷小学校	115	414,000	92,000	保護者負担3,600円、バス代800円	4,400	一泊二日			
11 今泉中学校	105	467,250	84,000	保護者負担4,450円、バス代800円	5,250	一泊二日			
12 東柏ヶ谷小学校	107	589,359	85,600	保護者負担5,508円、バス代800円	6,308	二泊三日			
13 杉本小学校	106	577,382	84,800	保護者負担5,447円、バス代800円	6,247	二泊三日			
14 大谷中学校	181	1,448,000	88,000	保護者負担8,000円、バス代800円	8,800	二泊三日			
15 海西中学校	192	1,344,000	153,600	保護者負担7,000円、バス代800円	7,800	二泊三日	平均額	7,459	
16 今泉中学校	181	1,629,000	144,800	保護者負担9,000円、バス代800円	9,800	二泊三日			
17 海老名中学校	169	845,000	135,200	保護者負担5,000円、バス代800円	5,800	二泊三日			
18 有馬中学校	188	1,392,849	150,400	保護者負担7,408円、バス代800円	8,208	三泊四日	平均額	8,208	

【まとめ】

「富士ふれあいの森」利用の場合、「他施設」利用の2倍のコストがかかり、「他施設」利用の方が有利である。

4. 富士ふれあいの森の方向性（結論）



議案第18号

平成25年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について

平成25年度海老名市奨学生を選考するにあたり、別紙のとおり海老名市奨学生選考委員会へ諮問することについて、議決を求める。

平成25年5月24日提出

海老名市教育委員会
教育長 瀬戸清規

提案理由

平成25年度海老名市奨学生を選考するにあたり、奨学生選考委員会へ諮問したいため

平成25年度海老名市奨学生の選考委員会への諮問について

1 諮問の理由

海老名市奨学生を選考するにあたり、海老名市奨学金条例（昭和43年条例第24号）第6条の規程により、海老名市奨学生選考委員会の意見を聞き奨学生の決定に反映させたいため。

2 過去の奨学選考実績と本年度の申請状況
資料のとおり

3 今後のスケジュール

- ・ 諮問の時期 6月初旬
- ・ 選考委員会 6月14日（金）
- ・ 答申の時期 6月定例教育委員会（6月27日）
- ・ 奨学金交付 7月中旬～下旬

(案)

平成25年 月 日

海老名市奨学生選考委員会
委員長 伊藤 文康 殿

海老名市教育委員会

平成25年度海老名市奨学生の選考について（諮問）

1. 諮問事項
平成25年度海老名市奨学生の選考について
2. 理由
海老名市奨学生選考委員会の意見を聞き、奨学生決定に反映させたい
ため。

（事務担当：教育指導課 大島）

申請及び選考結果内訳

25年度

学年	申請	内訳		決定	不採用	辞退
1	25	新規	25			
		継続	0			
2	17	新規	6			
		継続	11			
3	14	新規	5			
		継続	9			
計	56		56			

(新規36 継続20)

24年度

学年	申請	内訳		決定	不採用	辞退
1	22	新規	22	11	11	0
		継続	0	0	0	0
2	12	新規	5	3	2	0
		継続	7	6	1	0
3	15	新規	8	7	1	0
		継続	7	7	0	0
計	49		49	34	15	0

(新規21 継続 13)

23年度

学年	申請	内訳		決定	不採用	辞退
1	14	新規	14	9	5	0
		継続	0	0	0	0
2	7	新規	2	2	0	0
		継続	5	5	0	0
3	19	新規	5	5	0	0
		継続	14	14	0	0
計	40		40	35	5	0

(新規16 継続 19)

22年度

学年	申請	内訳		決定	不採用	辞退
1	31	新規	31	10	21	0
		継続	0	0	0	0
2	21	新規	7	6	1	0
		継続	14	8	6	0
3	14	新規	4	0	4	0
		継続	10	5	5	0
計	66		66	29	37	0

(新規16 継続13)

21年度

学年	申請	内訳		決定	不採用	辞退
1	30	新規	30	18	11	1
		継続	0	0	0	0
2	21	新規	13	2	11	0
		継続	8	8	0	0
3	16	新規	11	6	4	1
		継続	5	5	0	2
計	67		67	39	26	4

(新規26 継続13)

20年度

学年	申請	内訳		決定	不採用	辞退
1	15	新規	15	10	5	0
		継続	0	0	0	0
2	8	新規	2	1	1	0
		継続	6	5	1	0
3	2	新規	0	0	0	0
		継続	2	2	0	0
計	25		25	18	7	0

(新規11 継続 7)

議案第19号

(仮称)海老名市教育支援センターの設置について

(仮称)海老名市教育支援センターの設置について、議決を求める。

平成25年5月24日提出

海老名市教育委員会
教育長 瀬戸清規

提案理由

わかば会館との連携強化を図ることにより、特別支援教育等に係る支援を充実させたいため

(仮称) 海老名市教育支援センターの設置について

1 趣 旨

特別支援教育、不登校、いじめに係る課題は、年々深刻化・複雑化してきている。主に特別支援教育に係る支援を充実することを目的に、わかば会館との連携強化を図るため、(仮称)海老名市教育支援センターをわかば会館敷地内に設置する。

＜連携強化による効果＞

- (1) わかば学園との連携により、就学相談がスムーズにできることや療育支援の実績を活用することで学校等の指導に活かすなど療育から教育まで長期間の指導や支援の充実に繋がる。
- (2) 相談支援事業所の「結夢」「びーな`S」との連携により、相談ができる場が広がることや相談の解決に向けチームで支援するなど相談支援の充実に繋がる。
- (3) わかば会館の会議室や(仮称)海老名市教育支援センターの面接室を相互利用することで、施設の有効活用が図れる。

2 建設予定地

海老名市立わかば会館敷地内 建物西側の園庭部分

海老名市中新田字上ヶ見 3 8 9 - 1 (海老名市所有、建設地は市街化調整区域)

3 施設概要(予定)

(1) 事業内容

ア 特別支援教育

就学相談、補助指導員・介助員等の派遣、ことばの発達などの遅れへの指導

イ 不登校支援

来所・電話相談(不登校・いじめ・非行問題等の悩み)

教育支援教室(不登校児童生徒指導・支援)

学校訪問相談・心の教室派遣、小学校別室登校支援

ウ 児童生徒支援

反社会的行動への支援、いじめの未然防止・早期発見・対応

(2) 施設：木造平屋建 延床面積約 4 3 0 m²を予定

相談室、教育支援教室、事務室、トイレ等

4 スケジュール(予定)

平成 2 5 年 6 月 設計費補正予算上程

平成 2 5 年 7 月～ 建物設計
県との開発協議

平成 2 6 年 3 月 平成 2 6 年度当初予算で建物建築工事予算上程

平成 2 6 年 4 月～ 建物建設工事

平成 2 6 年 1 2 月 建設工事終了

平成 2 7 年 1 月 (仮称)海老名市教育支援センター開設

5 その他

(1) 名称

青少年相談センターでは、主に不登校支援に対応してきたが、今後は特別支援教育、児童生徒支援、不登校支援を総合的に支援するため、名称を海老名市教育支援センター(仮称)とする。

(2) 相談業務の充実

設置にあたり、相談体制を強化するため、土・日曜日に相談できる体制を進める。